

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2015年(平成27年) July 7月号

平成27年度（公社）鹿児島県労働基準協会定時社員総会が開催されました



市来の七夕踊り 太鼓踊りと巨大な動物張り子のパレード（いちき串木野市）【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成27年度（公社）鹿児島県労働基準協会	
定時社員総会が開催されました	2
平成26年に実施した臨検監督の実施結果について	3
労務管理あれこれ	
～退職際に年次有給休暇の一括請求に応ずるべきか～	4
労使一体となって、計画的に年次有給休暇を取得しましょう	4
平成26年度個別労働紛争解決制度の運用状況	5～6
「賃金構造基本統計調査」のお願い	7
労働保険年度更新申告書の提出は、お済みですか	8
労働保険事務組合をご存じですか	8

さくらじま

本原稿の締切迫る5月下旬、梅雨入り前のカラッとした空気を斬って、鹿児島市街を離れてドライブ。立ち寄った店で、最高の笑顔に出会った。

小旅行の風情か、街中にはない解放感からか、これを言葉でどう表現すべきかと考えたところ、たどり着いたものは、そう、「南国の笑顔」。東南アジアに微笑みの国が在るのと同様、日本の南の「くに」にも笑顔が健在ではないかと自分の思いつきに独り納得し、鹿児島の何かの「キャッチ・コピー」に使えないものかと有りもしない商売気も出して、あれこれ考えを巡らせてみたが、この先は読者の方々にお譲りします。

くだんの「笑顔」の贈り主は勝手に何かの宣伝材料にされてしまう迷惑でもあろうが、笑顔は周りの人を温かい気持ちにさせる素晴らしい贈り物であると思う。もっとも営業スマイル、含み笑い、心で泣きつつ表に出す笑顔、大人の世界は素直にやいかないこともあります。

事業主の皆様へ…正社員雇用の拡大にご理解を！	9
平成27年業種別死傷災害発生状況（5月末）	9
「空気の読めない（K Y）人間」のメンタルヘルス	10
安全行動調査のご案内	11
平成27年度中小規模事業場 安全衛生サポート事業のご案内	12
うわさの健康情報 シリーズ「睡眠を考える」	13
第43回（平成27年度）	
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内	14
車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の終了について	15
出張講習・粉じん作業特別教育の受講のご案内	15
平成27年8月の講習開催のご案内	16

そういうえば、先日、育休中の職員が乳児を連れ、健診の帰りに突然の職場を来訪した。職員一同の笑顔の渦に包まれ、黄色い声援さえも浴びていた。当の乳児は日を伏せたままだったが、寝ていても、笑っても、泣いても、愛らしく、職員の笑顔を誘っていたことを思い出した。

南国のイメージに伴う温厚、温和などの「あたたかさ」は、「温かい人柄」と使われるよう、人のもつ善い特性を表現する際のキーワードでもある。「温泉に浸かって和む」というのも県内の魅力であり、温暖な気候、温泉は、風土の贈り物、自然の恵みであり、これらが豊富な鹿児島には温かい人たちが住んでいるのはきっと理由があるのだ。

普段気づかないだけか、街中・郊外問わず笑顔が見つけられるはずである。

働く女性を応援し、こんな素敵なかの鹿児島の職場、家庭に「本物」の笑顔の輪を広げたいと思った。

平成27年度定時社員総会を開催しました。

(公社)鹿児島県労働基準協会

6月18日、鹿児島市内のホテルにおいて、多数の代議員、役員が出席し、平成27年度定時社員総会を開催致しました。

当日は、ご来賓として鹿児島労働局の岩崎修労働局長様、吉野英信労働基準部長様、綿貫直監督課長様をお迎えし、岩崎局長様よりご祝辞を頂くなど盛会のうちに開催することができました。

総会では、平成26年度事業報告・収支決算、監査報告、支部長の選任、常勤理事等の報酬等に関する議案が上程され、いずれも原案どおり承認されました。

諏訪健作会長は、あいさつの中で、懸案事項であった健康診断施設「ヘルスサポートセンター鹿児島」が昨年4月にオープンし、鹿児島県の中心的健診機関として事業を進めていきたい。

平成27年度は、パートタイム労働法等の改正に伴う周知、労働条件の確保、労働者福祉増進対策、技能講習等教育事業、健康診断、作業環境測定事業等を積極的に取り組んでいきたいと抱負を述べた。また、総会後、職員の永年勤続表彰、読影委員への感謝状の贈呈式を行いました。表彰された方は、次のとおりです。

【20年勤続表彰】

- ・前 敏明 (ヘルスサポートセンター鹿児島)
- ・沼口 紀一 (同)
- ・緒方 和男 (同)

【30年勤続表彰】

- ・南 芳文 (ヘルスサポートセンター鹿児島)
- ・佐々木 喜久夫 (同)

【感謝状贈呈】

この感謝状は、ヘルスサポートセンター鹿児島の読影委員として20年以上の永きにわたり、放射線画像の読影業務に従事され、疾病の早期発見と同センターの発展に寄与された功績を讃え、贈呈しました。

- ・伊 東 祐 治 様 (ヘルスサポートセンター鹿児島 顧問)
- ・牧 野 正 興 様 (放射線科医 元国立病院機構鹿児島医療センター 副院長)
- ・田之畑 修 朔 様 (医療法人修放会 放射線科 田之畑クリニック 院長)
- ・豊 平 謙 様 (豊平内科クリニック 院長)



諏訪会長のあいさつ



岩崎労働局長の祝辞



表彰受賞者

平成26年に実施した臨検監督の実施結果について (約66%の事業場に法違反)

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成26年に管下5労働基準監督署において実施した臨検監督の実施結果を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

1 臨検監督の実施件数及び違反率

(1) 全体の状況

ア 実施件数 1,572件

イ 違反率（何らかの法違反が認められたもの）
65.8%

(2) 業種別の件数と違反率

ア 業種別の臨検監督件数では、建設業が700件と最も多く、次いで製造業269件、商業255件、保健衛生業125件の順となっています。

イ 業種別の違反率では、鉱業100%、清掃・と畜業93.3%、運輸交通業83.3%、製造業74.0%、商業72.5%、農林業70.0%、保健衛生業69.6%の順となっています。

2 臨検監督における主要な法違反の状況

主要な法違反の件数は、労働基準法関係では、労働時間に関するものが345件（21.9%）と最も多く、次い

で、時間外労働等に対する割増賃金に関するもの194件（12.3%）、労働条件の明示に関するもの163件（10.4%）となっています。

労働安全衛生法関係では、安全基準に関するもの341件（21.7%）、次いで、健康診断に関するもの176件（11.2%）、定期自主検査に関するもの78件（5.0%）となっています。

3 今後の指導方針

臨検監督は、法定労働条件の確保・改善、労働災害防止を図る上で、中核をなす業務であり、鹿児島労働局及び管下労働基準監督署においては、今後とも労働条件確保や安全衛生管理についての問題を有する事業場を的確に把握し、積極的な監督指導を展開していきます。

4 その他の参考事項

臨検監督とは、労働関係法令の遵守を目的に、労働基準監督官が実施する事業場に対する立ち入り検査のことです。臨検監督の結果、問題が認められる場合には、原則としては正を勧告するなどして改善を図らせることになりますが、指導に応じない悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処していくこととしています。

平成26年監督実施状況及び措置状況

鹿児島労働局

業種	臨検監督実施件数	違反事業場数	違反率(%)	違反状況(労働基準法)							最賃法		違反状況(労働安全衛生法)									
				15条	4032条 34、 35、	37条	89条	107条	108条	労基23条または24条	4条	17条 18条 19条 20条 12条 15	14条	20条 25条	20条 25条	30条 31条	45条	59条 60条	61条	65条	66条	
1 製造業	269	199	74.0%	39	85	39	25	2	18	14	6	19	20	72	25	0	43	14	7	19	45	
2 鉱業	2	2	100.0%	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
3 建設業	700	404	57.7%	11	17	13	10	0	3	3	2	3	37	231	13	70	17	10	10	0	0	10
4 運輸交通業	48	40	83.3%	14	34	12	7	0	14	3	3	4	0	2	0	0	0	1	0	1	0	12
5 貨物取扱業	8	4	50.0%	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1
1号～5号 中計	1,027	649	63.2%	65	141	64	42	2	35	20	11	26	58	305	39	70	63	24	18	20	70	
6 農林業	20	14	70.0%	2	1	0	1	0	0	2	0	0	1	11	1	0	3	1	1	0	0	2
7 畜産・水産業	18	11	61.1%	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	7	0	0	2	1	0	0	0	0
8 商業	255	185	72.5%	53	123	56	45	2	36	16	8	6	2	13	4	0	10	2	3	1	58	
9 金融広告業	6	3	50.0%	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
10 映画・演劇業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 通信業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 教育研究業	13	9	69.2%	3	5	1	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
13 保健衛生業	125	87	69.6%	20	23	31	16	0	27	13	4	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26
14 接客娯楽業	46	31	67.4%	7	27	17	5	2	10	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
15 清掃・と畜業	15	14	93.3%	1	7	7	2	0	2	2	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0
16 官公署	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 その他の事業	47	32	68.1%	11	16	16	6	0	3	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
6号～17号 中計	545	386	70.8%	98	204	130	78	4	81	51	14	18	3	36	5	0	15	5	4	1	106	
合計	1,572	1,035	65.8%	163	345	194	120	6	116	71	25	44	61	341	44	70	78	29	22	21	176	

労務管理あれこれ

退職間際に年次有給休暇の一括請求に応ずるべきか

鹿児島労働局監督課

(Q) 弊社では、退職の際はだいたい退職に伴って消滅する年次有給休暇の日数に応じて、手当を払ってきました。

ところが、退職したAの場合、退職の際に残余の年休日数40日を全部消化したいと申し出てきたのです。退職の場合は、その者の仕事の引き継ぎなどにある程度の日数が必要ですし、急に40日まるまる休暇をとるといわれても、実際困ってしまいます。こういう場合、会社としては何か対応できる方法はないものなのでしょうか。

また、実際にこういうケースが起こったわけではないのですが、たとえば「賞与の支給は、支給日に在籍していた者に限る」と規定していたとした場合、この退職に伴って残りの年次有給休暇をとっている最中に支給日がきたようなときは、やはり賞与を支給しなければならないと考えるべきなのでしょうか。

時季変更権行使する余地なく応ずるべき

(A) まず、ご質問第1点の退職間際の年次有給休暇の一括請求の件ですが、法律的にはAさんの申し出に対抗するのは困難と思われます。といいますのも、つまり労働基準法第39条は、「使用者は、前3項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならぬ

い。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」として、使用者に時季変更権の行使を認めてはいるのですが、退職間際の場合は変更すべき他の日がなく、時季変更権行使する余地がないとされているからです。

解釈例規でも、「年次有給休暇の権利が労働基準法に基づくものである限り、当該労働者の解雇予定日をこえての時季変更は行えないものと解する」（昭49・1・11基収第5554号）としています。

したがって、ご質問のAさんの場合についても、この考え方によれば時季変更権の行使は不可能ですので、結論としてはAさんに事情を話されて退職日を先に延ばしてもらう以外に方法はないでしょう。

あるいは、本人の了解を得て一括請求された40日から引き継ぎに必要な年休日数を減じてもらって、その分退職された時点での残余日数に応じた手当として処理されるのもひとつの実務的な処理方法といえましょう。

つぎに、ご質問後段の件については、当然に賞与を支給しなければなりません。退職間際に年休を行っているといつても、労働契約はもちろん終了しているわけではなく、労働契約が存続している限りは従業員としての地位も継続（在籍）しているわけです。これは、ひとえに年休の場合だけではなく、欠勤の場合でもまったく変わりありません。

したがって、就業規則などで「賞与の支給は、支給日に在籍している者に限る」と規定されていれば、当然にご質問のケースについても賞与を支給しなければならないことになります。

夏季における年次有給休暇の取得促進について

鹿児島労働局監督課

年次有給休暇の取得率は、経年的に見ても5割を下回る水準で推移し、週60時間以上の雇用者の割合は依然として1割弱となっています。厚生労働省ではワーク・ライフ・バランスの実現のため、年次有給休暇を取得しやすい夏季に連続休暇の取得を推奨しています。



**仕事と生活の調和のために、
年次有給休暇を計画的に活用しよう。**

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監査署
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 日立トータルオフィスサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

労使一体となって、 計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせて、3日（2日）+1日以上の休暇を実施しましょう。

2015年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	+21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り切ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています（平成25年）。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※厚生労働省統計資料

1.導入のメリット **事業主** 勞務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2.導入例 例えば、2015年の夏季休暇に入ると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせて連続休暇にすることができます。

計画的付与の年次有給休暇など土日、夏季休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような年に日々有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

3.日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

2015年8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

事業主が目的に付与できる

従業員が自由に付与できる

前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越しを含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

従業員が自由に付与できる

4.活用方法 企業・事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式

年次有給休暇の付与方法

適した事業場・活用事例

一齊付与方式

全社員に対して同一の日に付与

販売部門など、指名を止めて全従業員を休ませることのできる部署などで活用

交替別付与方式

班・グループ別に付与

決算・セービングなど、定期日を増やすことができる企業、事業場などで活用

個人別付与方式

従業員個人ごとに付与

従業員の個人的な纪念日（例：誕生日や結婚記念日）を優先的に充てるなどして活用

あっせん手続きに当事者双方が参加した場合には、75%で合意成立

平成26年度個別労働紛争解決制度の運用状況

鹿児島労働局企画室

★民事上の個別労働相談件数 3,730件 (9.3%減)

★助言・指導申出件数 67件 (1.5%減)

★あっせん申請受理件数 50件 (27.5%減)
(増減率は平成25年度との比較)

鹿児島労働局では、個々の労働者と事業主との間のトラブル（個別労働紛争）を未然に防止し、発生した場合においても、できるだけ迅速に解決に向けた援助を行うため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下「個別紛争法」と言います。）に基づき、総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関する相談を幅広く受け付けております。

平成26年度に鹿児島県内6か所の総合労働相談センターに寄せられた相談のうち、労働基準法や最低賃金法等に関する法違反を伴わない相談（民事上の個別労働紛争に関する相談）は3,730件で、前年度より384件（9.3%）減少しました。

民事上の個別労働紛争に関する相談を内容別にみると、退職勧奨、自己都合退職等の「退職関係」が1,114件（25.8%）で最も多く、以下、「いじめ・嫌がらせ」が740件（17.1%）、普通解雇、懲戒解雇等の「解雇」が678件（15.7%）、賃金や退職金等に関する「労働条件の引下げ」が444件（10.3%）の順となり、これら以外のものが1,342件（31.1%）でした。

平成23年度から平成26年度の4年間における相談の内容について比較すると、「解雇」が257件（27.5%）の大幅な減少となっており、「労働条件の引下げ」は17件（4.0%）増でほぼ同じ水準となった一方で、「退職関係」が413件（58.9%）、「いじめ・嫌がらせ」が201件（37.3%）と大幅に増加しています。

解決に向けては、まず当事者間で十分話し合っていただくことが極めて大切であり、個別紛争法第2条においても、自主的解決への努力義務が規定されています。

しかしながら、当事者間で自主的に解決することが困難な場合は、裁判所の手続きによらない紛争解決制度として、

①鹿児島労働局長による「助言・指導」

②鹿児島紛争調整委員会による「あっせん」

の2つの制度が同法により設けられています。この申請等は、労使いずれの立場の方でもできますが、26年度の使用者側からのあっせん申請は1件のみでしたので、是非積極的な利用をご検討ください。

これらの制度は、助言を被申出人が受け入れるか、あるいはあっせん手続きに被申請人が参加するかは任意であり、裁判における判決のような拘束力はありません。

しかしながら、裁判所における裁判や労働審判では、多くの書類の作成が必要とされるため、弁護士等の専門家に依頼することが多いのに比べて、「手続が簡素である（迅速）」、「手数料が無料である」、「非公開で、当事者のプライバシーが保護される」というメリットがあります。

これらの制度の利用状況は次のとおりです。

①鹿児島労働局長による助言・指導について

平成26年度における助言・指導の申出件数は67件であり、前年度に比べて1件減少しました。

申出内容の特徴としては、「退職関係」に関するものが最も多く24件（32.4%）、次いで「いじめ・嫌がらせ」が12件（16.2%）、「解雇」は前年度の半分以下である7件（9.5%）、「労働条件の引下げ」が5件（6.8%）とこれらを合計すると48件で、全体の7割強を占めています。

②鹿児島紛争調整委員会による「あっせん」について

「あっせん」とは、労働問題や法律の知識・経験が深い第三者である弁護士等が紛争調整委員会委員として、公平・中立な立場で両当事者の間に入り、双方の主張を確かめながら、歩み寄りを促し、解決策を打診する等により双方が納得できる合意に導き、解決を図る制度です。

両当事者の出席によるあっせん期日の開催は、原則として1日であるため、前述のとおり簡易かつ迅速な処理が可能であり、さらに双方の同意がない限り両当事者が会うことなく、委員が各当事者から別々に主張を確認するため、精神的な負担の面でもメリットがあります。

平成26年度におけるあっせん申請受理件数は50件であり、前年度の69件と比べて大幅に減少しました。

申請内容の特徴としては、「解雇」と「いじめ・嫌がらせ」が最も多く各15件（25.0%）で、次いで「退職関係」が12件（20.0%）と続き、これらのみで全体の70%を占めています。合計や主要な受理内容別の件数が概ね減少している中で、「いじめ・嫌がらせ」が前年度比で114.3%増加しているのが目立ちます。

平成26年度のあっせん処理の終了件数は46件であり、そのうち15件（32.6%）が合意に至りました。当事者双方があっせんに参加した件数は20件で、そのうち75%が合意に至っていることとなり、あっせん期日が開催された場合、当事者双方及び委員の御努力の結果、非常に高い率で個別労働紛争が解決に導かれています。

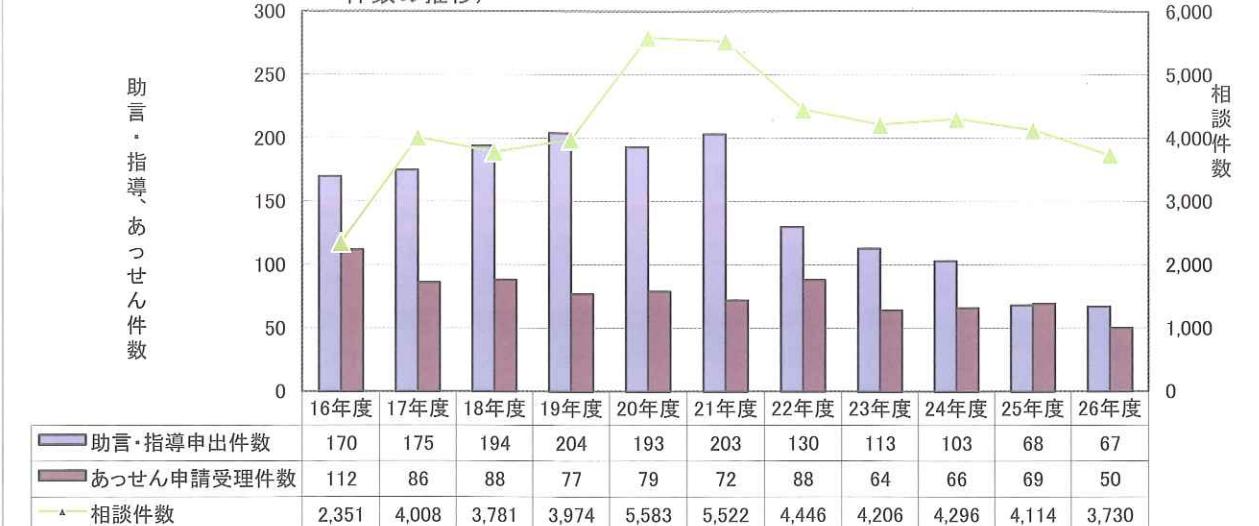
また、31件（67.4%）は被申請人の不参加や双方の意見の隔たりが大きいことにより合意に至らず、「あっせん手続きの打切り」となりました。このような場合には、労働審判制度など裁判所や他の行政機関などが実施する紛争解決制度の情報提供を行っております。

裁判所による労働審判制度など他の機関が実施する紛争解決制度については、鹿児島労働局のホームページ等を参考してください。

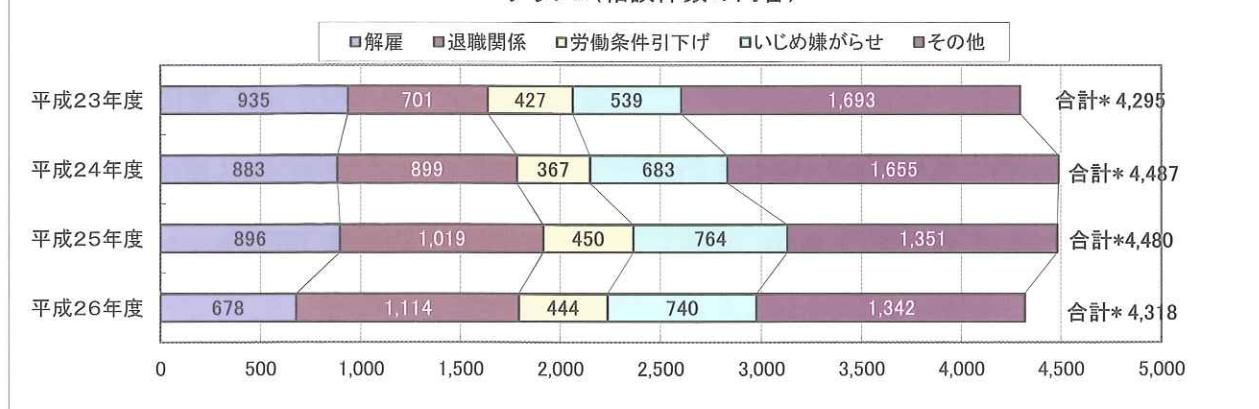
（<http://kagoshima-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>上の、「各種法令・制度・手続き」の「個別労働紛争解決制度」のページ参照。）

本件に関する問い合わせは、鹿児島労働局企画室（099-223-8239）まで。

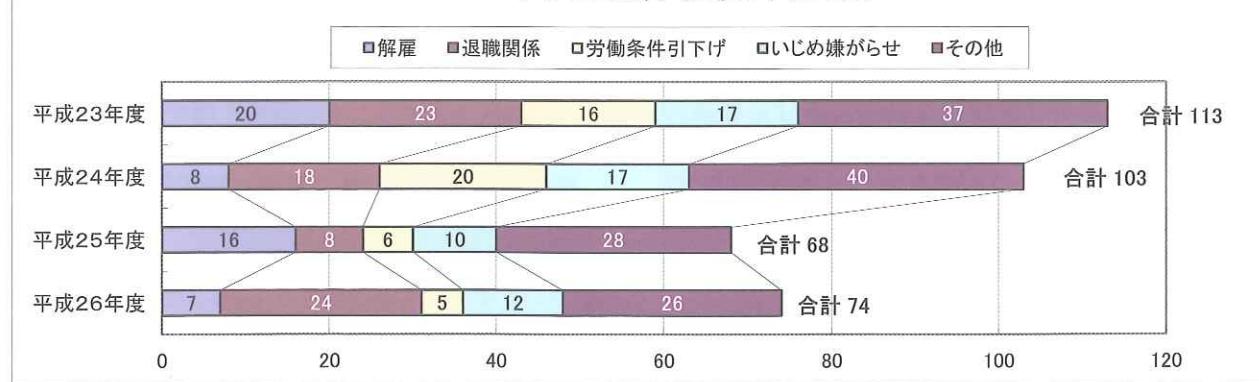
グラフ1(相談件数、助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数の推移)



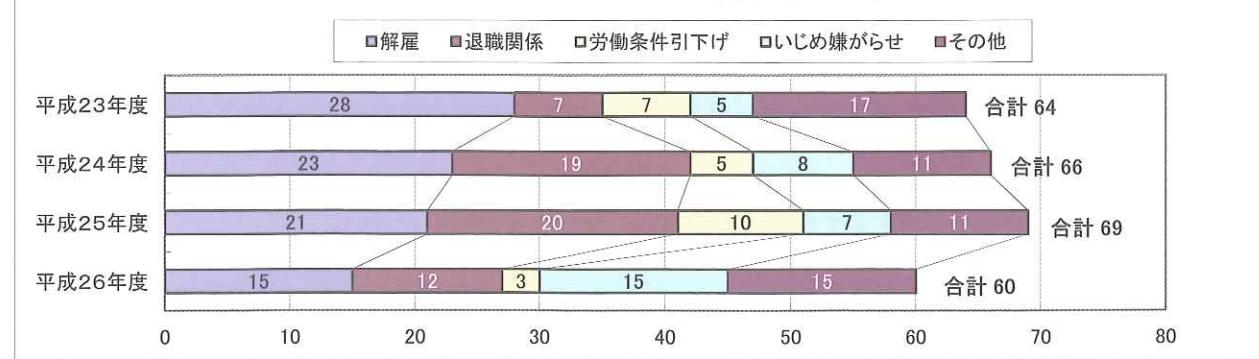
グラフ2(相談件数の内容)



グラフ3(助言・指導の申出内容)



グラフ4(あっせん申請の受理内容)



*グラフ2～4は、1件の相談等で、複数の内容があるものはそれぞれに計上し、「合計」はグラフ1と一致しない。

「賃金構造基本統計調査」 のお願い。

この7月、「平成27年賃金構造基本統計調査」が全国一斉に実施されます。

鹿児島労働局賃金室

調査の実施にあたっては、鹿児島労働局から事業主の皆様に調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。



ひと、くらし、
みらいのために

Q. 「賃金構造基本統計調査」って、何を調べるの？

- A.** この調査は、労働者の賃金の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするための調査です。こうした事項別に賃金の実態を調査している唯一の公的統計であり、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

Q. どのような会社が調査の対象になるの？

- A.** 民営なら5人以上、公営なら10人以上の常用労働者が雇用されている事業所^{*}の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査の対象になります。
(※一部の地域、産業を除きます)

Q. 調査結果はどのように役立っているの？

- A.** 民間では賃金決定のための資料や、労務管理などの資料として幅広く利用されています。この他、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定や、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、また各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしています。

労働保険年度更新申告書の提出は、お済みですか。

鹿児島労働局労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、皆様の事業場から労働保険料申告書を提出いただき、この申告書で算定された労働保険料を納付いただくものです。

今年度は、7月10日までにこれらの手続きを行っていただくことになっておりますが、まだ手続きをお済みでない事業場は、至急申告書を提出いただき、保険料（分割納付の場合は第一期分）を納付いただきますようお願いいたします。

労働保険料申告書の受付は、最寄りの労働基準監督署や鹿児島労働局総務部労働保険徴収室で行っています。

また、郵送やインターネットによる提出もできます。郵送の場合は鹿児島労働局総務部労働保険徴収室まで送付してください。

なお、平成23年度から、受付・審査の事務の一部を外部委託していますので、申告内容について委託業者（民間事業者）から照会させていただくことがあります。

お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21
鹿児島労働局総務部 労働保険徴収室
電話 099(223)8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きがわざらわしく負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が

- * 金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
 - * 卸売、サービス業で1人以上100人以下
 - * その他の事業で1人以上300人以下
- } であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ①労働保険料の申告・納付に関する事務
- ②労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ④労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ①事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ②労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することができます。
- ③労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することが出来ます。
また、下記表のように、事務組合へ委託している事業主は納付時期に余裕が出来ます。
- ④その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとって、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	11月2日	翌年2月1日
	労働保険事務組合		11月16日	翌年2月15日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約130の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。

既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ

*鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

(住所) 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎

【事業主の皆様へ・・正社員雇用の拡大にご理解を！】

鹿児島労働局職業安定課

- 鹿児島労働局では昨年度から「正社員実現加速プロジェクト」として、正社員を希望する求職者に対して、積極的な就職支援を実施しているところです。
- 本年度においても、6月から8月までを「正社員実現キャンペーン」として、事業主団体等に対して、正社員を希望する非正規労働者の正社員への転換や、正社員求人提出のお願いをしているところです。
- 鹿児島労働局管内の本年4月の有効求人倍率は0.87倍となっている一方で、正社員に限った有効求人倍率を見ると0.47倍、特に事務職にいたっては0.14倍という状況であり、正社員求人は不足している状況です。
- ハローワークで募集する求人については、自社をアピールできる画像情報等の掲示も行うことができます。
- また、各種助成金の利用（一定の条件があります）や、地域の労働条件等の情報提供もいたしておりますので、是非、もよりのハローワークにご相談ください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成27年度4月】

県内有効求人倍率 0.87倍（全国44位）

全国有効求人倍率 1.17倍

※平成27年3月における県内有効求人倍率0.86倍から0.01ポイント上回り、3カ月連続で改善傾向にあります。

※4月の新規求人数は12,216人と、8カ月連続で前年同月を上回っていますが、うち正社員求人は4,489人と、全体の約37%の割合にとどまっています。

雇用管理に役立つ助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【地域雇用開発奨励金について】

- ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。
- 「地域雇用開発奨励金」とは、求職者に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）および若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）において、300万円以上の費用をかけて雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を3人以上（創業は2人）一定の条件で雇い入れた場合、50万円～800万円を最大3回（3年）助成します。
- その他、支給にあたり要件等ありますので、詳細は県内ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（5月末）

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	533	6	543	11	- 10	- 5
1 製造業	97	1	100	2	- 3	- 1
1 食料品製造業	55		64	1	- 9	- 1
4 木材・木製品製造業	1		8		- 7	
9 窯業土石石製品製造業	6		3		3	
11~12 金属製品製造業	7	1	6		1	1
13~15 機械器具製造業	9		7		2	
上記以外の製造業	19		12	1	7	- 1
2 鉱業			2		- 2	
3 建設業	93	2	79	3	14	- 1
1 上木工事業	26	2	32	1	- 6	1
2 建築工事業	56		39	2	17	- 2
3 その他の建設業	11		8		3	
4 運輸交通業	70		82	3	- 12	- 3
1 鉄道・航空機業	4		2		2	
2 道路旅客運送業	3		8	1	- 5	- 1
3 道路貨物運送業	63		72	2	- 9	- 2
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	6		5		1	
1 陸上貨物取扱業	2		3		- 1	
2 港湾運送業	4		2		2	
6 農林業	25	1	32	1	- 7	
1 農業	8		13	1	- 5	- 1
2 林業	17	1	19		- 2	1
7 畜産・水産業	28	1	23		5	1
8 商業	68		92		- 24	1
1 卸売業	5		13		- 8	
2 小売業	53	1	71		- 18	1
3 理美容業	1				1	
4 その他の商業	9		8		1	
9 金融・広告業	5		4		1	
11 通信業	1		5		- 4	
12 教育・研究業	5		3		2	
13 保健衛生業	60		58		2	
1 医療保健業	23		20		3	
2 社会福祉施設	36		35		1	
3 その他の保健衛生業	1		3		- 2	
14 接客娯楽業	34		32	2	2	- 2
1 旅館業	7		6		1	
2 飲食店	15		17	2	- 2	- 2
3 その他の接客娯楽業	12		9		3	
上記以外の事業	41		26		15	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	24		13		11	
16 官公署	2				2	
17 その他の事業	15		13		2	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	65		75	2	- 10	- 2
第三次産業（8-17）	214	1	220	1	- 6	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



<「空気の読めない（KY）人間」のメンタルヘルス>

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 久留 一郎
(鹿児島純心女子大学大学院 人間科学研究科 研究科長 教授)

最近「あの人、KYだよね」ということばをよく耳にする。「K、Y」とは、「空気（K）の読めない（Y）人間」のことをさすらしい。職場の同僚や友人関係の中で、その「場」の雰囲気や醸し出されている空気を察することができない人間のことを表しているようである。そのため、「場にそぐわない言動」をし、周りの人間は迷惑を被ることになるという。

このような人間の幼いころのことを両親にたずねると多くの場合、「人見知りがなかった」とか、「親の後追いをしなかった」とか、「抱っこされることを好みない」など、親から見れば「手のかからない、育てやすい子供」だったということが共通してきかれる。

幼稚園では「一人遊びを好み」、「仲間遊びやごっこ遊びができない」などの特徴が見られる。小学校に上がると学級仲間との「集団遊びや」「運動会などの集団行動」が苦手という現象が親や担任教師から聞かれる。中学校、高校と進むに従い対人関係の問題が深刻になってくる生徒もいるが、中には知的に高く、特異な教科での成績は良好な生徒も出てくる。学業中心の時代は特別な攻撃行動や反社会的な行動がない限り、無事卒業し、大学に入学するケースも増えている。

そして、専門領域では高度な能力を發揮し、就労する青年も増えている。ところが、職場に入ってから対人関係などの悩みが増え、職務上のトラブルが増えるとい

う「KY」人間のケースの相談が増えており、今、この人たちのメンタルヘルス・サポートが問われている。就学中、「気になる」存在だったが、今までに専門的な診断を受けていない「重ね着症候群（学校時代、発達障害を疑われていないという一群）」といわれる人間の中には発達障害（自閉症スペクトラム）といわれる人たちが含まれており、就労してから彼らの対人関係を中心とした問題が浮き彫りになり、相談にたずねてくるケースが見られるようになってきた。

筆者の考えでは、彼らは「隠れた被害者」になる危険性をはらんでいるように思われる。「空気」が読めないということは、他人の気持ちを読み（盗み）、詐欺や騙しなどの犯罪行為をするのは難しいことになる。ところが、KY人間の中には周りの空気が読めないため、阻害され、就労のいろいろな場面においてハラスマントを被る「隠れた被害者」になる危険性があると思われる。「インクルージョン（多様性への対応と共生）」という人間観が叫ばれる中、彼らと接する側の我々が、彼らに寄り添えるようなメンタルヘルスのあり方を確立する必要があると感じている。（少し変わっているが？）この純粋でかたくなな（専門性の高い）人間と共同していくようなシステムを構築する時代になっているのでは、と思うのだが・・・。

平成27年7月1日～7月7日

全 国 安 全 週 間

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

会員事業場様

「安全行動調査」のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会では、労働災害の防止に向け、ヒューマンエラー傾向を見える化する手法として「安全行動調査」の利用を促進しています。

当調査は、日常の行動に関する78項目の質問に回答することにより、不安全行動と関連の深い、4つのエラー項目と8つのパーソナリティー項目の傾向を示すとともに、それらの結果を基にしたアドバイスを各個人に提供するもので、これまで延べ10万人以上、平成26年度においては2万6千人を超える方が調査を利用され、ヒューマンエラー防止対策に役立てて頂いているとのことです。

労働災害防止に役立つものと考えますので、ご利用下さいますようご案内致します。

あなたの行動は安全ですか？

ヒューマンエラー対策の新たな切り口に!!

『安全行動調査』

日常の行動に関する78項目の質問に「はい・いいえ」で回答していただき、ヒューマンエラーに関係の深い「エラー傾向」「パーソナリティー傾向」を分析し、

「あなたの安全行動診断結果」に結果を取りまとめて提供します。

どのようなエラーを発生しやすいのか、性格的な特徴があるのか、把握し、日常の安全衛生活動に活かすことができます。

あなたの安全行動診断結果			
製造課	中央工場	3	技術 太郎 210001
エラー傾向 			
パーソナリティー傾向 			
診断結果から見たアドバイス 			

不安全行動と関連の深いエラー傾向、パーソナリティ傾向を5段階で評価

エラー傾向	パーソナリティ傾向
●聞き違い、見落とし (受容・確認エラー)	●疲れやすさ
●勘違い (習慣行動エラー)	●気の弱さ
●度忘れ (意識中断エラー)	●根気のなさ
●物忘れ (忘却エラー)	●いい加減さ
	●自制心のなさ
	●軽率さ
	●協調性のなさ
	●神経質さ

- 各人の特性、作業を行う上での注意すべき事項などを記載
- 日常業務における参考アドバイスとして活用

調査の概要、料金、手続き等の詳細は次の連絡先、ホームページを御参照下さい。

【連絡先】

中央労働災害防止協会 技術支援部 マネジメントシステム推進センター事業推進課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 TEL 03-3452-6376 FAX 03-5445-1774
E-mail ms@jisha.or.jp ホームページ <http://www.jisha.or.jp/oshms/survey.html>

会員事業場様

平成27年度中小規模事業場 安全衛生サポート事業のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会では、昨年に引き続き標記サポート事業を実施する旨連絡がありました。

つきましては、下記のとおりご案内致します。

職場の安全衛生の向上・改善に役立つものですので、是非ご利用下さい。

何かございましたら、当協会（電話 099-226-3621）までご連絡下されば幸いです。

**平成27年度
中小規模
事業場**

安全衛生 サポート事業

〈個別支援〉

製造業、鉱業及び
小売業、飲食店など
の第三次産業を
応援します。

専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家があなたの職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、第三次産業（小売業、飲食店等）^{*}の店舗等を対象としております。

事業の特長

- 1 費用は無料
- 2 2時間程度の現場確認とアドバイス
- 3 製造業、鉱業、第三次産業が対象
- 4 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



【個別支援の実施】（全般的な現場確認 概ね2時間程度）

当協会の安全衛生の専門家が事業場にお伺いし、作業場の状況、作業内容等の現場確認・アドバイスを行います。後日、現場確認結果報告書をお渡しします。

さらに

【現場確認結果報告書等に基づく支援】

現場確認結果報告書やご要望等により次の支援を実施できます。

- ・報告書等を踏まえた設備等の改善状況の確認アドバイス
- ・報告書等を踏まえた作業者教育（例：職場巡回の進め方、リスクアセスメント、KYT…）

寄せられた感想

支援を受けられた事業場から 次のような感想・意見が寄せられています。

- ・日ごろ気づかない点などをアドバイスいただき、社員の意識も変わってきていると実感しています。
- ・今までがマンネリ化した一つの作業の流れで終始していました。この度の指差し呼称の実施で、労災防止につなげる危険予知活動の重要性を社員一同痛感しました。
- ・法令を元にアドバイスいただきとても心強い。この制度はありがたかった。

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14
TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669

個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。

うわさの健康情報

シリーズ「睡眠を考える」

ヘルスサポートセンター鹿児島

（その4）「快適な睡眠のための7箇条」

「快適な睡眠のための7箇条」

（4）眠る前に自分なりのリラックス法

眠ろうとする意気込みが頭をさえさせる



- 軽い読書、音楽、香り、ストレッチなどでリラックス
- 自然に眠たくなってから寝床に就く、眠ろうと意気込むとかえって逆効果
- ぬるめの入浴で寝付き良く

布団に入る前にリラックスできれば、睡眠に移行しやすくなります。

軽い読書、音楽、香り、ストレッチなど、多くのリラックス法が推奨されていますが、何によってリラックスするかは人それぞれ違います。自分に合ったものを見つけてましょう。

自然に寝付くことのできる時刻は、季節や日中の活動量などによって変化するものです。これを意識でコントロールすることはできません。いつも寝入る時刻の2～4時間前の時間帯が最も寝付きにくいことがわかっています。つまり、早起きしよう・不眠を解消しようといった目的でいつもより早く布団に入つても、早く入眠することは難しいということです。その日の眠気に応じて、眠くなつてから布団に入ることが、スムーズな入眠につながります。

明日早起き出来るだろうか・今夜は眠れるだろうかと心配して眠れない場合は、いったん布団から出て、自分に合ったリラックス法を実践して、眠気を覚えてから再度布団に入るとよいようです。

人間の体温は、夕方に一番高くなつて、その後だんだん下がつて、夜明け前に最低となるというリズムがあります。体温が下がっていく時間帯には、入眠しやすいことがわかっています。入浴して体温を上げておくと、体温が下がっていくときにスムーズに入眠できます。

ただし、熱い湯に入ることは逆効果です。就寝直前に熱い湯に入つてしまうと、入眠しようとしても体温が下がらないばかりか、熱い湯で交感神経が活発になって入眠しにくくなります。

約40℃のぬるめのお湯で入浴するのが理想的です。

健康第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島 保健師さん作成の漫画です。次回もお楽しみに！

① ~おいのリラックス方法その1~ 息子との風呂



② ~おいのリラックス方法その2~ 娘のマッサージ



③ ~おいのリラックス方法その3~ 妻の耳かき



④

わいどんも我がゆたつーとす事(こつ)見つけッせ、
今日もぐっすい寝てくい
やい



クロ葉さんの健康への道はまだまだづく…

会員事業場様

第43回（平成27年度） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成27年6月2日付け、公益財団法人安全衛生技術試験協会より当協会長あて下記のとおり標記試験の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

1 筆記試験

- (1) 試験日 平成27年10月20日（火）
- (2) 試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター）他
- (3) 合格発表 平成27年12月22日（火）に厚生労働省が合格発表を行う予定

2 口述試験

- (1) 試験日 平成28年1月19日（火）から1月20日（水）（大阪府）
平成28年2月2日（火）から2月4日（木）（東京都）
- (2) 試験地 大阪府、東京都
- (3) 合格発表 平成28年3月下旬に厚生労働省が官報公告を行う予定

3 受験申請

- (1) 受付期間 平成27年7月6日（月）から8月5日（水）まで（消印有効）
ただし、筆記試験全科目免除者については、平成27年11月2日（月）から
11月17日（火）まで受付（消印有効）
- (2) 受付場所 (公財) 安全衛生技術試験協会本部（郵送可）

4 受験申請書等

- (1) 頒布場所 当労働基準協会本部、他
- (2) 頒布期間 平成27年6月11日（木）から11月17日（火）まで

問い合わせ先 (公財) 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）
電話 0942-43-3381

開催期間 平成27年 10月28日(木)→30日(土)

会場 総合集会：10月28日 愛知県体育馆
分科会：10月29日・30日 名古屋国際会議場、名古屋市中小企業振興会館ほか

特別講演 トヨタ自動車(株)取締役会員 内山田竹志氏（総合集会）

お問い合わせ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課 TEL: 03-3452-6402 http://www.jisha.or.jp/
主催：中央労働災害防止協会 協力：(公社) 安全衛生技術試験協会

第74回 全国産業安全衛生大会

総合集会

10月28日(木) 13:15～17:00

安全衛生に功績のある方々の表彰、厚生労働省の講演、トヨタ自動車(株)取締役会員 内山田竹志氏の特別講演を行います。

分科会

10月29日(木)・30日(金) 各会場とも9:30開会

労働災害防止に関するテーマごとに分科会を開いています。全国の事業場からの改善事例や研究発表をはじめ、安全衛生の専門家や幅広いジャンルの講師による講演、シンポジウム等多彩なプログラムをご用意しています。今年は第12次労働災害防止計画の重点事項である第三次産業と中小事業場向けの分科会を新たに設けます。

リスクアセスメント／マネジメントシステム

労働安全衛生マネジメントシステムの導入による安全衛生活動の改善事例、企業におけるリスクアセスメント事例等

安全管理活動（第1・第2会場）

作業方法、作業手順等による安全対策をはじめとする安全管理活動事例等

機械・設備等の安全

機械・設備に関するリスクアセスメント事例、機械・設備の安全対策事例等

安全衛生教育

企業内における安全衛生教育の取り組み事例等

ゼロ災運動

ゼロ災害全員参加運動による安全衛生活動事例、危険予知活動による安全衛生活動事例

交通安全

職場の交通安全対策事例等

労働衛生管理活動

職場の作業環境管理、作業管理および健康管理に関する事例等

化学物質管理

化学物質に関する安全衛生活動事例等

メンタルヘルス／健康づくり

職場のメンタルヘルス対策に関する事例、健康づくり活動に関する事例等

新設 第三次産業

第三次産業における安全衛生活動や健康づくり活動に関する事例等

新設 中小事業場

中小事業場の安全衛生活動や健康づくり活動に関する事例等

分科会名	日	月	会場名
リスクアセスメント／マネジメントシステム	●	●	名古屋国際会議場
安全管理活動（第1・第2会場）	●	●	名古屋国際会議場
安全管理活動（第3会場）	●	●	名古屋商工会議所
機械・設備等の安全	●	●	名古屋市中小企業振興会館
安全衛生教育	●	●	名古屋市中小企業振興会館
ゼロ災運動	●	●	ウインクあいち
交通安全	●	●	ウインクあいち
労働衛生管理活動	●	●	名古屋国際会議場
化学物質管理	●	●	名古屋国際会議場
メンタルヘルス／健康づくり	●	●	名古屋国際会議場
第三次産業	●	●	名古屋市中小企業振興会館
中小事業場	●	●	名古屋市中小企業振興会館

参 加 費

一般 1名 12,900円(税込)
中災防賛助会員 1名 6,400円(税込)

※上記参加費にて日程いずれかの会場にもお入りいただけます。
※中災防賛助会員料金によるお申込みは、会員事業場ご担当者様
でお届けする専用申込書をご用意ください。

お問い合わせ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課

FAX:03-5442-6402(直通) FAX:03-5442-6402(直通)

大会事務局メールアドレス talkai@jisha.or.jp

大会HP http://www.jisha.or.jp/talkai/index.html

車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の終了について

(公社) 鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所

平成25年7月より実施して参りました車両系建設機械のうち、解体用として規制された3機種（鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機）の運転資格取得のための標記特例講習は、平成27年6月30日で終了致しました。

平成27年7月1日以後は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了することにより必要な資格を取得できます。【開催予定日：27年8月10日、10月5日、12月1日、28年2月8日】

なお、同講習の対象者は、次のとおりで学科講習3時間、実技講習2時間のコースとなります。

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
- ② その他

【参考】

運転資格と対象機械（労働安全衛生法関係）

※詳細は監督署へ問い合わせ下さい。

運転できる者（一部抜粋）		解体用機械（○印運転可能）	
		プレーカ	鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機
1	車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習修了者 (平成2年10月1日～平成4年9月30日まで実施)	○	
2	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者 (平成2年10月1日～平成25年6月30日まで実施)	○	
3	車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習修了者 (平成25年7月1日～平成27年6月30日まで実施)	○	○
4	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者 (平成25年7月1日以後に実施)	○	○

横川地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習 ※加治本支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL・FAX0995-63-1030	9/2～9/4	7/21～7/24	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

粉じん作業特別教育の受講のご案内

粉じん障害予防規則及び労働安全衛生法より「特定粉じん作業」に労働者を従事させる時は、標記の特別教育を行なうことが義務付けられていますが、特定粉じん作業対象外である「アーケ溶接作業」についてもじん肺新規有所見者が増えてきており、第8次粉じん障害防止総合対策（厚生労働省HPより）に基づき受講をお勧めしております。

じん肺は一度発症すると現代の医学では治療法がないと言われております。是非労働者の健康管理のためにも本教育の受講をお願いします。

※特定粉じん作業の例（粉じん障害防止規則より）

研磨材を用いて動力による金属等の研磨作業（グラインダー作業等）、粉状鉱石等の混合・混入・袋詰めの作業等

平成27年8月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島県労働基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/3～8/7	7/6～7/10	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円
		【科目免除者】 8/3～8/4		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円
	床上操作式クレーン運転	8/3～8/5	7/6～7/10	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	8/10～8/11	7/6～7/10	会員 12,824円 一般 13,824円
	車両系建設機械運転 (解体用)	8/10	7/6～7/10	会員 17,780円 一般 18,780円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/17～8/21	7/13～7/17	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円
		【科目免除者】 8/17～8/18		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円
	玉掛け	8/17～8/19	7/13～7/17	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
	小型移動式クレーン運転	8/24～8/26	7/21～7/24	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	8/26～8/28	7/21～7/24	会員 18,440円 一般 19,440円
特別教育	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	9/1～9/2	7/27～7/31	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円
				【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	粉じん作業	8/24	7/21～7/24	会員 8,208円 一般 9,288円
	アーケ溶接等	9/1～9/3	7/27～7/31	会員 18,360円 一般 21,600円
その他	衛生推進者	8/7	7/6～7/10	会員 8,032円 一般 8,532円
	職長その他現場監督者	9/3～9/4	7/27～7/31	会員 12,744円 一般 15,984円

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。